

第6章 景観上重要な建造物等の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号)

◇ 地域の景観資源を保全・活用するため、景観上重要な建造物または樹木を景観法に基づき景観重要建造物または景観重要樹木に指定します。なお、これらの指定は、市民の推薦のほか、所有者の提案の活用を図ることとします。

6-1 景観重要建造物の指定の方針

【対象となる建造物】

- ア 近代遺産、神社仏閣など、歴史的・文化的な価値を有する建造物
- イ 地域のランドマークとなっている建造物
- ウ 公共建築物、道路等の公共施設

【指定要件】(景観法施行規則第6条抜粋)

景観重要建造物の指定の基準

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
 - ロ 政府が世界遺産委員会に対し同条約第十一條2の世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであって、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画に従って公衆によって望見されるものであること。

6-2 景観重要樹木の指定の方針

【対象となる樹木】

- ア 地域に多く植えられ、地域景観の背景となっている樹木
- イ 地域のランドマークとなっている樹木
- ウ 鎮守の森や里山を構成する樹木のうち、特に重要と認められる樹木

【指定要件】(景観法施行規則第11条抜粋)

景観重要樹木の指定の基準

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

1章
景観計画の
位置づけ

2章
景観計画の
区域

3章
行為の制限

重点
門司港
小倉都心
下曽根
若松
国際通
東田
黒崎副都心
木屋瀬
折尾
戸畠
誘導
臨海
空港
閑門
閑門

4章
の屋外広告物
の表示等

5章
整備方針
公共施設の

6章
指定方針
重要建造物

北九州市景観計画

平成 20 年 7 月策定

令和 2 年 4 月変更

北九州市建築都市局総務部都市景観課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話番号 093-582-2595

北九州市印刷物登録番号 1915027A